

# 報道発表

令和2年3月6日



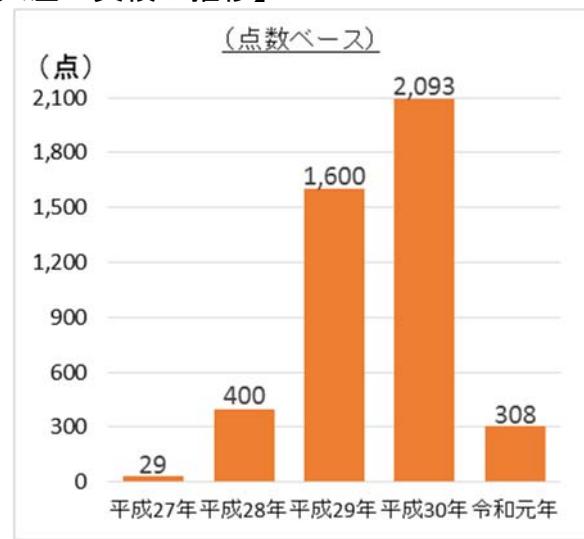
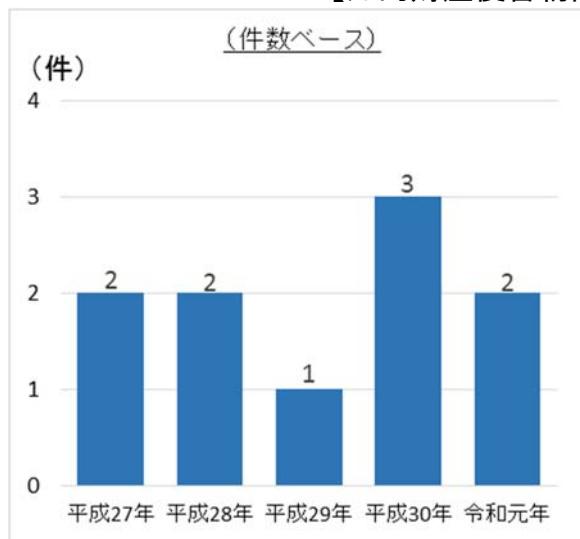
## 知的財産侵害物品の輸入差止点数が4年連続で300点越え

(令和元年の長崎税関における知的財産侵害物品の差止状況)

長崎税関は、令和元年の長崎税関における知的財産侵害物品の差止状況をまとめましたのでお知らせします。

- 輸入差止件数は2件で、前年と比べ1件減
- 輸入差止点数は308点で、4年連続で300点超え
- 輸入差止貨物はすべて中国来の商標権侵害物品(クッション、ネームプレート)

### 【知的財産侵害物品の輸入差止実績の推移】



(注) 令和元年は、平成31年1月から令和元年12月を示します。

### 【長崎税関で輸入を差し止めた侵害品の例】

クッション (商標権)



ネームプレート (商標権)



## 【長崎税関における告発事例】

### 商標権を侵害するスマートフォンケースの密輸入事犯を告発

令和元年8月、長崎税関は、長崎県警察と共同調査を実施し、中国から商標権を侵害するスマートフォンケース 393 点を密輸入しようとした日本人男性を関税法違反で告発しました。



(令和元年8月7日報道発表済)

問合せ先：長崎税関総務部税関広報広聴官  
TEL 095-828-8606